



いのちを、つなぐ
豊岡市

**2分の1以内
最大50万円
を補助します**

申請受付
2026.3.2～

農林水産事業者 物価高騰対策支援事業補助金 ～農業機械等の導入経費の一部を支援します～

農業者

経営耕地面積30アール以上または農産物販売金額50万円以上の販売農家

【対象機械の一例】

トラクター、自走式草刈機
田植機、コンバイン など

林業者

国及び地方公共団体が実施する森林整備事業（補助金交付事業を含む）において、施業実績のある林業経営体

【対象機械の一例】

チェーンソー、ウインチ
など

漁業者

但馬漁協、円山川漁協及び竹野川漁協の組合員で営利を目的とする者

【対象機械の一例】

船外機、魚群探知機など

補助対象経費

- ・購入費の1/2以内（上限50万円）
- ・導入によって生産コストの低減が見込めるもの
- ・市内において、専ら事業に用いるもの
- ・税抜20万円以上で原則1台に限る
注：本体+アタッチメントで使用する必要があると認められる場合、合計が税抜20万円以上であること
- ・市内に本支店等のある事業者が発注、支払を行うもの
- ・2027年1月末までに納品及び支払を完了するもの

留意事項

- ・2026年3月2日以降に申請し、交付決定後に購入したものが対象になります。
- ・新品のものを基本としますが、中古機械の導入を希望される場合は、県が示す基準を適用します。事前にご相談ください。
- ・購入される機械については、向こう7年間は良好な状態で管理していただく必要があります。
- ・申請の流れは裏面でご確認ください。
- ・市からの補助金は、申請者が機械代を支払った後、実績報告を受けてからの支払いになります。
- ・予算がなくなり次第、受付終了します。

お問合せ 豊岡市コウノトリ共生部農林水産課

TEL 0796-23-1127

メール:nourin@city.toyooka.lg.jp

〒668-8666 豊岡市中央町2-4



農林水産事業者 物価高騰対策支援事業補助金 《交付申請の流れ》

申請者
(農林水産事業者)

市

2026年3月～

交付申請

- ①申請書(市様式)
- ②見積書
- ③仕様がわかるカタログ

※申請方法

オンラインによる申請

↳ 市ホームページから申請できます。

書類による申請

↳ 申請書は、市ホームページからダウンロード、または各窓口でお渡しすることもできます。
提出は、農林水産課もしくは各振興局窓口へ持参、または郵送をお願いします。

交付決定通知

内容を審査し
補助金交付決定を通知

交付決定通知の連絡後

機械の発注

機械の納品

機械代の請求・支払

機械業者とのやりとり

2026年4月1日以降

※導入機械を3月中に使用する必要がある等、やむを得ない場合は、個別にご相談ください。

実績報告

- ①実績報告書(市様式)
- ②領収書の写し(明細が分かるもの)
- ③導入機械の写真(本体、製造番号)

額確定通知

導入した内容を審査し、
補助金額を確定

補助金請求

- ①請求書(市様式)
- ②振込口座の通帳のコピー

補助金の支払

既に購入済みの機械は対象になりません。
機械代を全額支払後に補助金の支払いとなります。